



めぐる まち やまと

一般廃棄物処理基本計画 《概要版》

令和8年3月
大和市



大和市イベントキャラクター『ヤマトン』

— Circular City YAMATO —

1. 計画改定の背景及び目的

本市では、国の指針に基づき、将来を見据えた一般廃棄物処理基本計画を策定・改定してきました。今回の改定は、前回から5年以上が経過したことに加え、排出構造の変化や脱炭素・循環型社会への対応、災害対応や高齢化など新たな課題への対応が求められていることを踏まえたものです。

また、これまで本市では、リサイクルの推進やごみの減量、有料化・戸別収集の導入により、一定の成果をあげてきましたが、社会情勢や技術の進展により、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景のもと、持続可能で柔軟な廃棄物処理体制の構築に向けて、中長期的な視点から施策の方向性を明らかにし、市民・事業者・行政が連携して、ごみの減量と資源循環のさらなる推進を図ることを目的に、「大和市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

2. ごみ処理の現況

2-1 ごみ排出量及び人口の推移

過去10年間のごみ排出量及び人口（各年度10/1時点）の推移は、図1のとおりです。人口は少しずつ増加していますが、ごみ排出量は概ね6万トン台で推移しています。

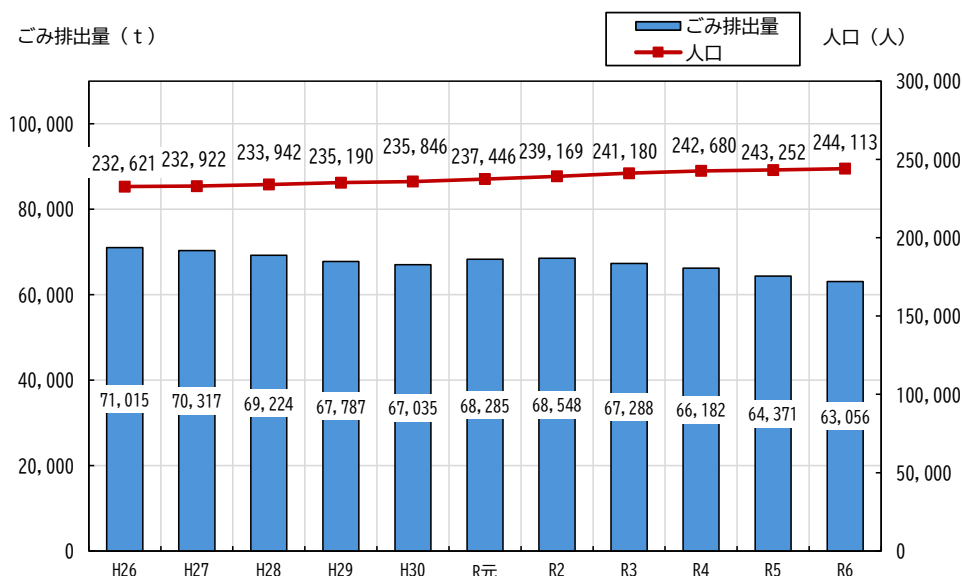


図1 ごみ排出量及び人口の推移

2-2 目標達成状況

旧計画で設定した本市の目標値に対する令和6年度の達成状況は、表1のとおりです。

表1 旧計画の目標値の達成状況

目標	令和7年度（目標年度）	令和6年度（現状値）	達成状況
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	438 g/人・日	396 g/人・日	達成
リサイクル率	32.2%	24.7%	未達成

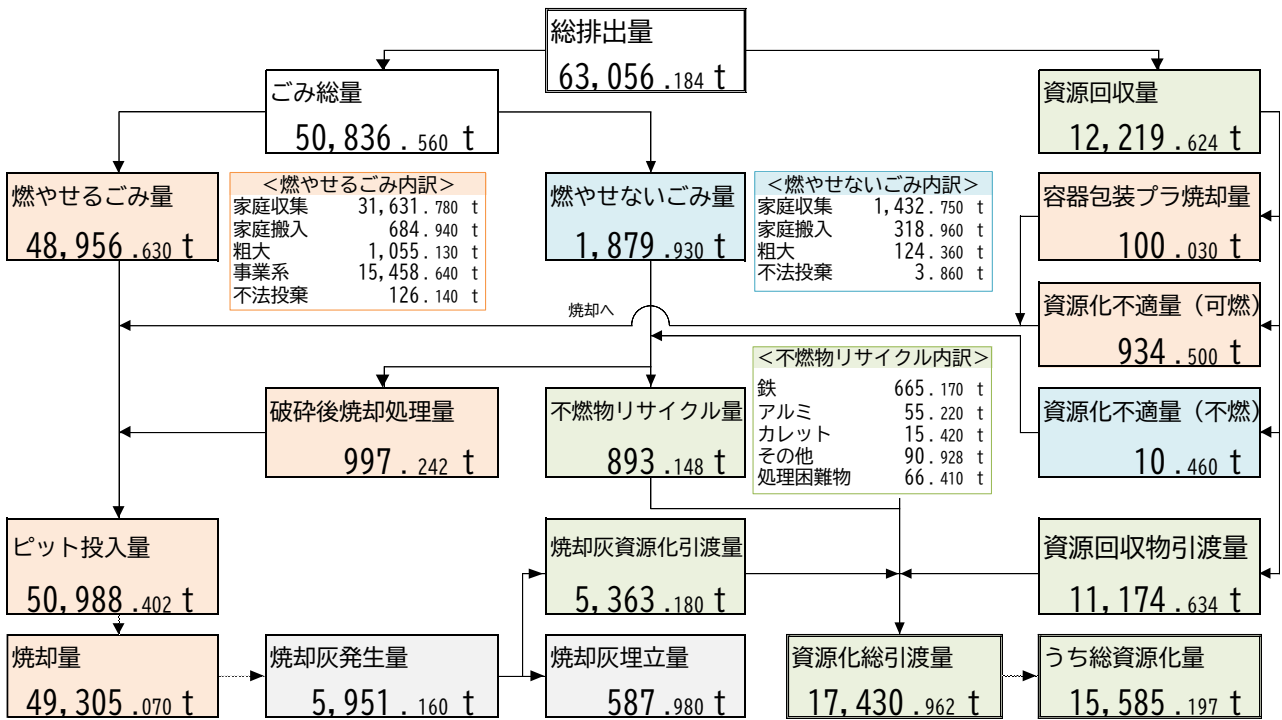
2-3 ごみ処理のフロー

ごみ処理の流れは図2に示すとおりです。

燃やせるごみは埋立量の減量化と安全で衛生的な処理のため、すべて焼却処理を行っています。

燃やせないごみは粗大ごみ処理施設において、処理不適物や危険物を手選別で除去するとともに、カレット、アルミがら等の資源物を回収した後、焼却処理を行っています。

粗大ごみは可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分類し、可燃性粗大ごみは焼却処理し、不燃性粗大ごみは、資源を回収した後、焼却処理しています。



※「資源化総引渡」には、焼却灰資源化（溶融処理）の過程で蒸発して失われる水分などの重量も含まれており、「総資源化量」が最終的に資源として再利用される量となります。

＜資源回収量内訳＞							
新聞・チラシ	752.590 t	布類	909.770 t	ペットボトル	696.200 t	廃食用油	4.910 t
雑誌・本・その他	1,709.410 t	空きびん類	1,235.935 t	白色トレイ	43.760 t	堆肥	0.415 t
段ボール	2,068.220 t	アルミ	396.795 t	紙製容器包装	831.835 t	使用済小型家電	9.009 t
紙バック	126.065 t	スチール	284.860 t	容器包装プラ	3,149.850 t		

図2 ごみ処理フロー（令和6年度実績）

コラム

◆資源化が進みにくくなっている？

ごみの中から再利用できるものを分けて活かす「資源化（リサイクル）」は、ごみの量を減らし、環境への負担を少なくするために大切です。ですが最近では、資源化の量や割合がなかなか増えにくくなっている傾向があります。

その理由のひとつが、容器や製品が「軽く」「薄く」作られるようになってきたこと。たとえば、ペットボトルや食品トレーが、以前よりも薄く軽くなっているのを感じたことはありませんか？

これは原料となる資源を大切に地球に優しい取り組みです。大和市の資源化量や割合の増加も緩やかになってきていますが、このようなことが関係しているのですね。

一方で、最近ではいくつかの素材が組み合わさった「複合素材」の容器なども多くなり、リサイクルが難しいものも出てきています。

そのような中で資源化を進めるために大切なのは、「これは資源になるかな？」という意識と、ていねいな分別なのです。一人ひとりの気持ちが「資源がめぐる一歩」になるのですね。



3. ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関しては、以下が課題となっています。

3-1 ごみの発生抑制及び資源化

- 少人数世帯や高齢者世帯の増加等、社会状況の変化に対応したごみ処理のあり方の検討及び実施
- 事業系ごみの減量化・資源化の促進及び適正な処理手数料の設定
- 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・行政の連携



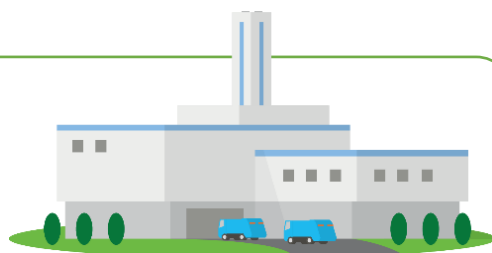
3-2 収集及び運搬

- ごみの減量化・資源化、利便性向上を踏まえた資源回収、収集・運搬方法の検討、実施
- 自治会構成員の高齢化によるリサイクルステーションの管理・設置困難への対応
- 高齢者や障がい者等、多様な市民ニーズに配慮した資源回収体制のあり方についての検討、実施



3-3 中間処理

- 施設の安定・安全な施設整備と維持・管理の継続
- 施設の延命化及び災害・緊急時対応等の観点から、広域処理体制の構築に向けた検討が重要



3-4 最終処分

- 安定的な最終処分の継続、持続可能な埋立処分の在り方に係る検討
- 焼却灰資源化の推進
- 広域処理体制の見直しや災害時の対応、備え等



4. 計画の基本フレーム

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』

～ひと・モノ・まちが、やさしくつながる。資源を活かすまちへ～

本計画では、旧計画での取り組みを継承・深化させ、市民・事業者・行政が一体となって限りある資源の循環を強化し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

ごみは「廃棄物」として処理するだけでなく、生産・流通・消費に関わる全ての主体が、ごみを出来る限り減らすことに関わり、「分別して資源へと変えていく」という強い意志を持つことで再使用・再生利用を促進し、市は、市民や事業者との連携を図りながら、再生可能な資源の活用等に関する情報提供を通じて、資源循環の取り組みを支援します。これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、リニューアブル（再生の可能性）という視点も意識しながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

この理念は、これまでの「循環型都市やまと」の考え方を発展させたものであり、国内外の動向も踏まえて、「循環が生み出す新しい価値」に目を向けたまちづくりの方向性を示すものです。



図3 『めぐる まち やまと』のイメージ

4-1 基本方針

本計画では、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の理念のもと、これからの廃棄物行政の方向性として、次の3つの基本方針を定めました。

基本方針① 持続可能な資源循環の推進

- ・リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加え、リニューアブル（再生可能な資源の活用）を進め、ごみの減量と資源循環型の社会を目指します。

基本方針② 脱炭素社会の実現

- ・再生可能エネルギーの活用や、ごみ処理施設の効率的な運用、整備に関する検討、ごみの発生抑制などに取り組み、温室効果ガスの削減と環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針③ 環境負荷の少ない適正な廃棄物処理・処分の推進

- ・廃棄物の適正な処理と処分を徹底し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、住民や事業者の適正処理への理解と協力を促します。

図4 本計画における基本方針

5. ごみ排出量・人口の将来予測と計画目標

5-1 ごみ排出量及び人口の将来予測

将来のごみ排出量及び人口の推移は、図5のとおりです。

人口は少しずつ増加しますが、ごみ総排出量は減少していきます。

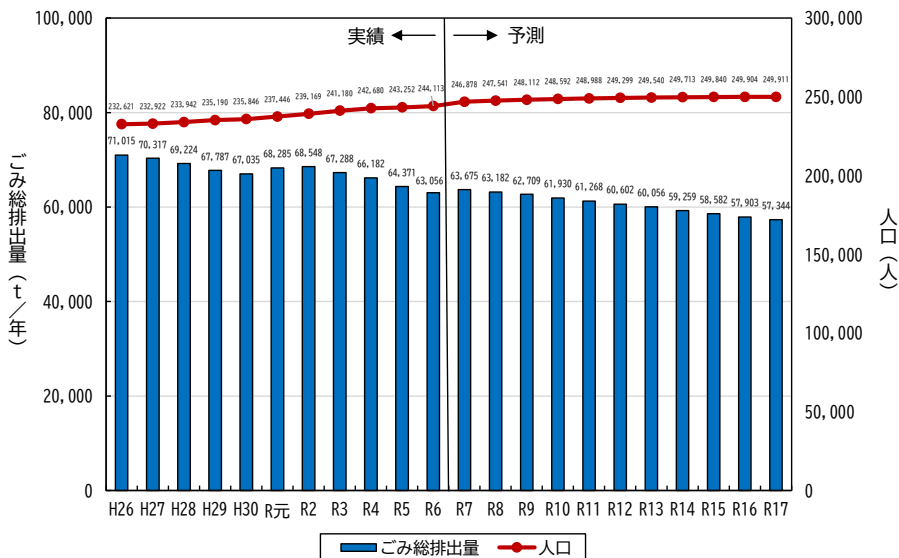
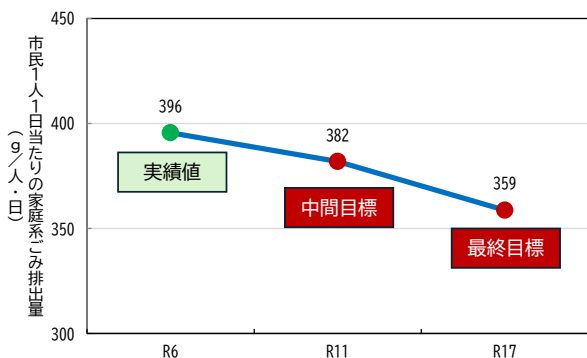


図5 将来のごみ排出量及び人口の推移

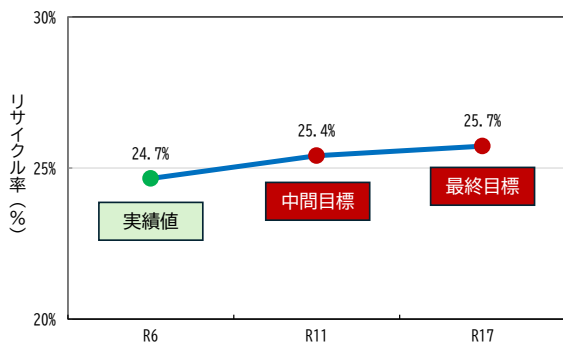
5-2 計画目標〔市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を除く）・リサイクル率〕



家庭系ごみの発生・排出抑制の目標値

市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量
令和17年度 359g/人・日

●総合計画に掲げられている目標値「400g/人・日」は、令和6年度時点で既に達成しており、現状のまま推移した場合には令和17年度に359g/人・日になるため、この数値を目標として設定。



リサイクル率の目標値

令和17年度 25.7%

●令和6年度時点のリサイクル率は24.7%。現状のまま推移すると令和17年度に25.7%になり、施策の継続的な実施により達成できる見込みであるため、この数値を目標として設定。

図6 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）及びリサイクル率の予測値

6. 目標の実現に向けた施策

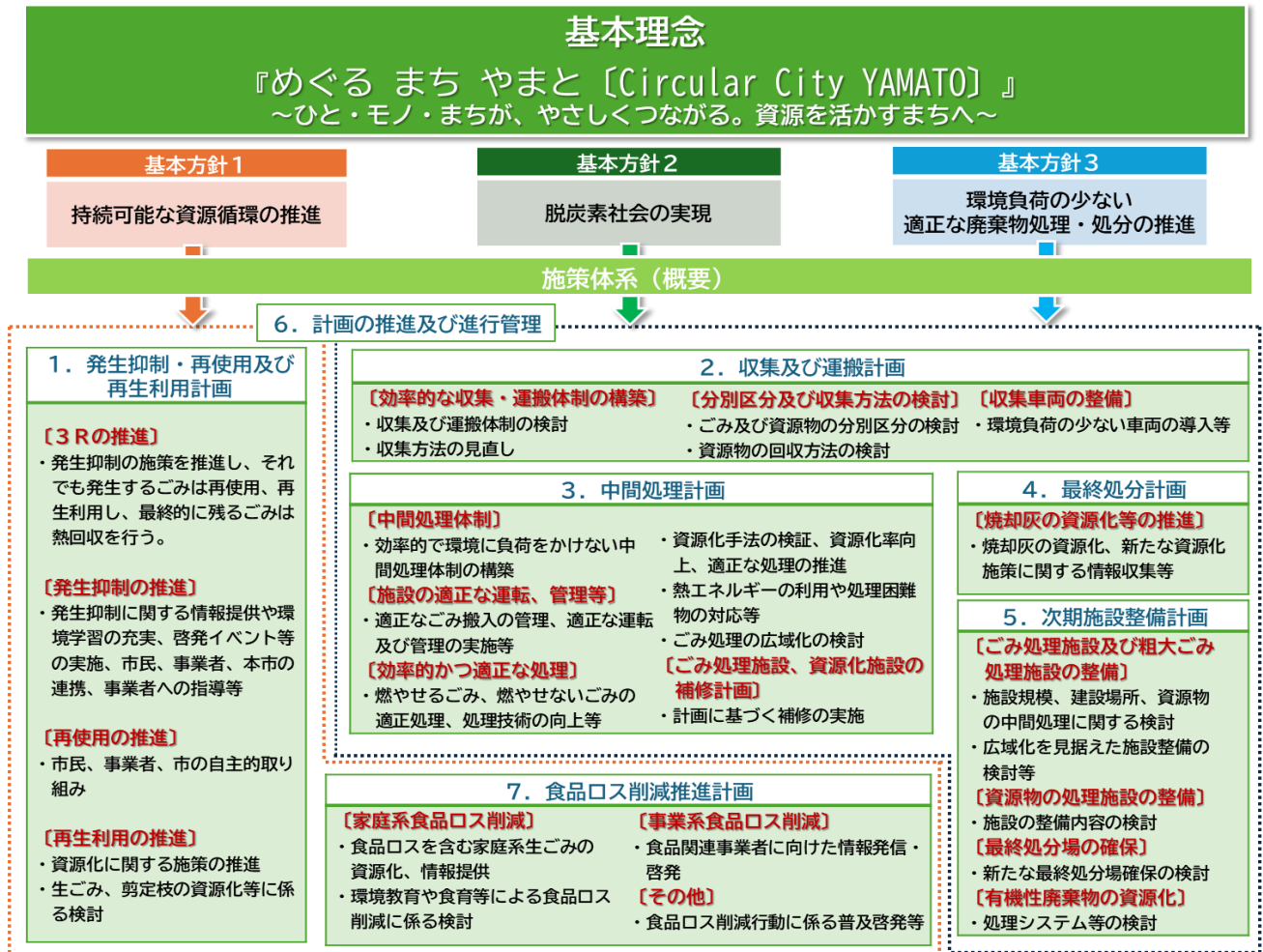


図7 本計画における施策の枠組み

6-1 発生抑制、再使用及び再生利用計画

ごみの発生・排出の抑制を効果的に推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、連携・協働のもとで主体的に取り組んでいくことが不可欠です。

大和市では、市民・事業者の行動を後押しするための情報提供や啓発活動を継続的に行うとともに、一人ひとりがごみの減量や資源循環に関わることができるよう、効果的な施策の展開を図っていきます。

(1) 発生抑制、再使用及び再生利用計画における目標

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生・排出抑制、再使用及び再生利用に取り組むことにより、「5-2 計画目標」で示した目標を目指すこととします。

発生抑制、再利用及び再生利用計画における目標値（令和17年度）

市民1人1日当たりのごみ排出量 359g/人・日
リサイクル率 25.7%

(2) 重点施策の紹介

●市民及び事業者への情報提供等

ホームページ等への掲載による情報提供を行うとともに、事業者によるごみの搬入物検査を実施することで、資源が燃やせるごみへ混入することを防ぎ、ごみの減量化・資源化を推進します。

また、多量排出事業者に対して「減量化等計画書」の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導します。



●学校教育との連携

小・中学校の総合的な学習の時間における支援や、ごみ処理施設の見学、社会科副読本の作成協力など、学校教育と連携を図った啓発事業を実施します。



●資源化の推進

プラスチック資源循環法に基づいた再商品化の実施について検討を行います。



6-2 収集及び運搬計画

(1) 収集及び運搬計画における目標

収集・運搬体制の効率化と質の向上を図るため、体制や委託範囲、資源物の収集方法の見直しの検討を行うとともに、環境負荷の低い車両の導入を進め、持続可能な体制の構築を目指します。

(2) 重点施策の紹介

●収集方法の見直し

高齢者や障がい者など、ごみの排出が困難な市民への対応も含めた収集方法について検討を行います。



●資源物の回収方法の検討

ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民及び自治会の負担軽減等を考慮し、資源の戸別回収について検討を行います。



6-3 中間処理計画

(1) 中間処理計画における目標

本市では、ごみの安定処理と環境負荷の低減に向けて、中間処理体制の強化やエネルギー活用を進めるとともに、災害対応や広域処理、設備の維持更新による長寿命化にも取り組み、持続可能な処理体制を構築します。

(2) 重点施策の紹介

●施設の適正な運転管理等

環境管理センターにおいて、適正な管理・運営を行い、安定したごみ処理を継続します。



●燃やせないごみの処理

乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみについて、破碎前の回収を継続します。

リチウムイオン電池等の充電式電池の分別回収を継続し、安全な排出方法の周知に努めます。



6-4 最終処分計画

(1) 最終処分計画における目標

本市では、焼却灰等の資源化を基本とし、安定的で持続可能な最終処分体制の維持を目指します。また、緊急時対応や新たな資源化技術も視野に、環境負荷の少ない処分のあり方を継続的に検討していきます。

(2) 重点施策の紹介

●焼却灰資源化等の推進

民間処理施設への委託により焼却灰の資源化を継続するとともに、緊急時等のリスク回避についても検討します。



6-5 次期施設整備計画

(1) 次期施設整備計画における目標

将来のごみ処理需要や資源循環の強化に対応するため、適切な規模・機能を備えた次期施設の在り方を検討します。

また、カーボンニュートラルや広域処理も視野に入れ、最新技術や先進事例を踏まえて、持続可能な体制の構築を目指します。

(2) 重点施策の紹介

●施設整備の考え方（施設規模・広域処理の検討）

次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の規模、必要な設備等を検討するため、新たな機器、技術等の情報を収集します。

また、現環境管理センター敷地内での建設手法のほか、国の通知に基づき、近隣自治体を含めたごみ処理の広域化に関する検討を行います。



コラム

◆見てびっくり！ ごみが生まれ変わる場所

ごみ処理施設は、市民の生活に欠かせない大切な場所です。

かつては「迷惑施設」と言われ、敬遠されがちでしたが、今では安全管理や衛生対策、排ガスなどの環境対策がしっかりと行われています。その結果、防災拠点やエネルギー生産拠点としての役割も担い、地域の中で多面的な価値を持つ施設へと変わってきました。

また、大和市環境管理センターでは、**ごみに関する講座や施設見学**を行っています。

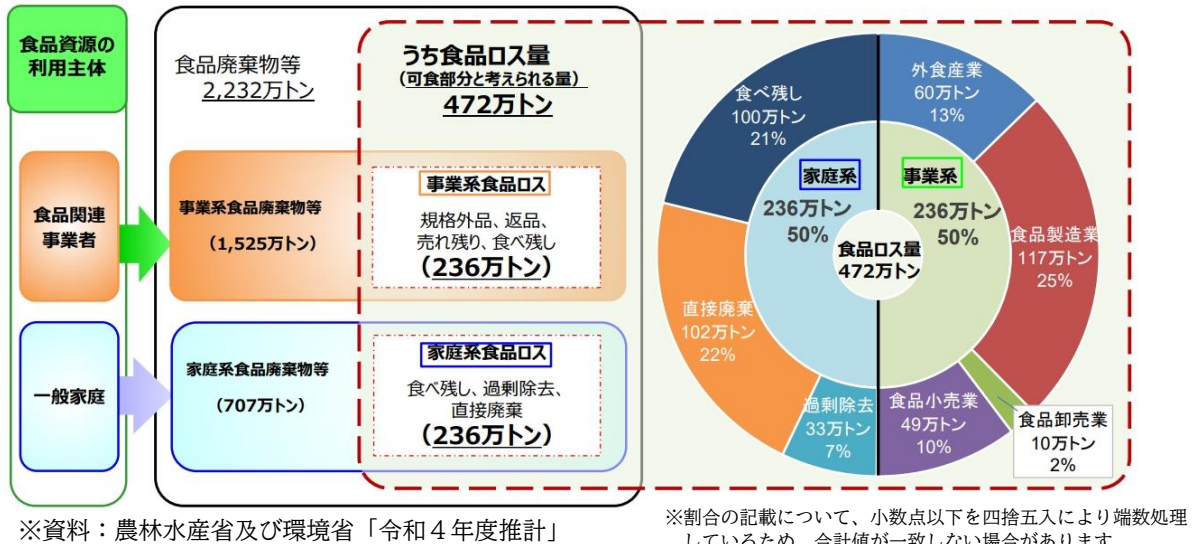
見学に行くと、ごみの処理の流れや最新の環境対策を実際に見ながら学べるだけでなく、**日常生活で役立つごみ分別のコツやリサイクルの工夫**も身につきます。施設の中を実際に歩いてみると、普段は見えないごみ処理の現場や機械の迫力にびっくり。きっと、新しい発見がいっぱいありますよ！



7. 食品ロス削減推進計画

7-1 食品ロス削減の背景

食品ロスの量は、国の推計によれば、令和4年度の発生量で全国で約472万トン（家庭系、事業系合計値）にのぼり、内訳は、家庭系、事業系共に約236万トンとなっています。



出典：「食品ロス削減関係参考資料（令和7年3月5日版）消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室」より

図8 食品廃棄物等の発生状況と割合（概念図）

近年、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題とされており、国連のSDGsや「食品ロス削減推進法」に基づき、地域に応じた取り組みが求められています。

7-2 食品ロスに関する現状と課題

こうした背景を受けて実施している市のごみ組成分析でも、可燃ごみの約3～4割が生ごみであり、うち約1割が食品ロスであることが明らかになっています。

また、令和3年度まで減少していた食品ロスは再び増加傾向にあり、家庭では「食べ切り」や「適切な食品管理」、事業系では「食べ残し」や「直接廃棄」などが課題となっています。特に高齢世帯で食品ロスの発生率が高い傾向が見られ、今後は年齢層やライフスタイルに応じた対策や情報発信が重要です。

7-3 食品ロス削減に関する目標

本市では、食品ロス削減に向けて、市民・事業者・行政が協力し合い、「もったいない」という気持ちを地域全体に広げていくことを重視しています。

そのため本計画では、あえて数値目標は設定せず、食品ロスに関する知識の普及・定着を図るとともに、市民や事業者による主体的かつ継続的な取り組みが日常生活に根付くことにより、食品ロスの抑制を通じたごみの排出抑制につなげていくことを目指します。

7-4 重点施策の紹介

●情報発信や啓発、活動支援

飲食店、小売店による食品販売時の取組み、消費者による商品購入後の意識、行動に伴う食品ロス削減の状況、効果等について調査・研究を行い、地域内の団体、学校、事業者、市民による食品ロス削減に関する活動を支援していきます。(情報提供、小売店・飲食店と消費者とのマッチング、運営協力など)



コラム

“もったいない”を、もう一度。

冷蔵庫の奥で期限切れになったヨーグルト、使いきれなかった野菜、つい買いすぎたお惣菜一。そんな経験、ありませんか？

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が、年間約500万トンも発生しています。その中には、私たち家庭から出るものが半分近くを占めています。

「食べきる」「使いきる」「捨てない」。

これらはすべて、小さな心がけから始められます。

たとえば買い物前に冷蔵庫の中をチェックしたり、食べきれぬ量だけを注文したり、野菜の皮や茎もスープや炒め物に活用したり。そんな一工夫が、食品ロスを減らし、家計にも優しい未来につながります。

フードロス削減



“もったいない”という日本ならではの感覚は、今こそ力を発揮するとき。未来の子どもたちに豊かな食と環境を残すために、私たち一人ひとりの行動が大切です。

今日からできる「食品ロスゼロ」、はじめてみませんか？

8. 生活排水処理基本計画

8-1 生活排水処理の基本方針

- (1) 市街化区域における生活排水処理は、公共下水道による処理を継続していきます。
- (2) 市街化調整区域における生活排水処理は、公共下水道による処理を実施し、整備時期が決定するまでは合併処理浄化槽の普及により対応していきます。

8-2 整備目標

生活排水処理率の目標値（令和17年度）

98.0%

（将来的には、合併処理浄化槽の公共下水道への転換を図り、公共下水道による処理へ）

8-3 処理フロー

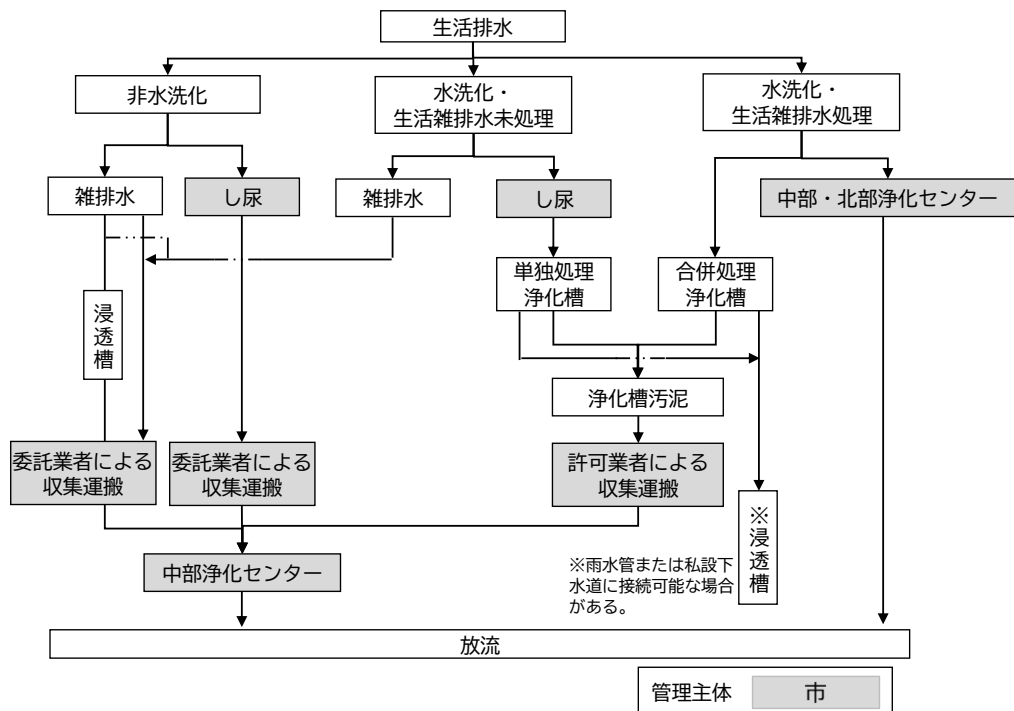


図9 生活排水処理フロー

8-4 生活排水処理の現状

表2 し尿、合併・単独処理浄化槽汚泥の処理状況（単位：kℓ）

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
浄化槽汚泥量	2,517	2,509	2,602	2,489	2,364	2,357	2,458	2,442	2,681	2,725	2,986
し尿処理量	1,617	1,144	1,116	955	793	791	824	746	694	631	503
合計	4,134	3,653	3,718	3,444	3,157	3,148	3,282	3,188	3,375	3,356	3,489

8-5 生活排水処理の目標及び処理計画

(1) 生活排水処理の目標

表3 生活排水処理の目標

区分	現況 (令和6年度)	中間年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
生活排水処理率	97.5%	97.7%	98.0%

(2) 処理形態別人口の予測

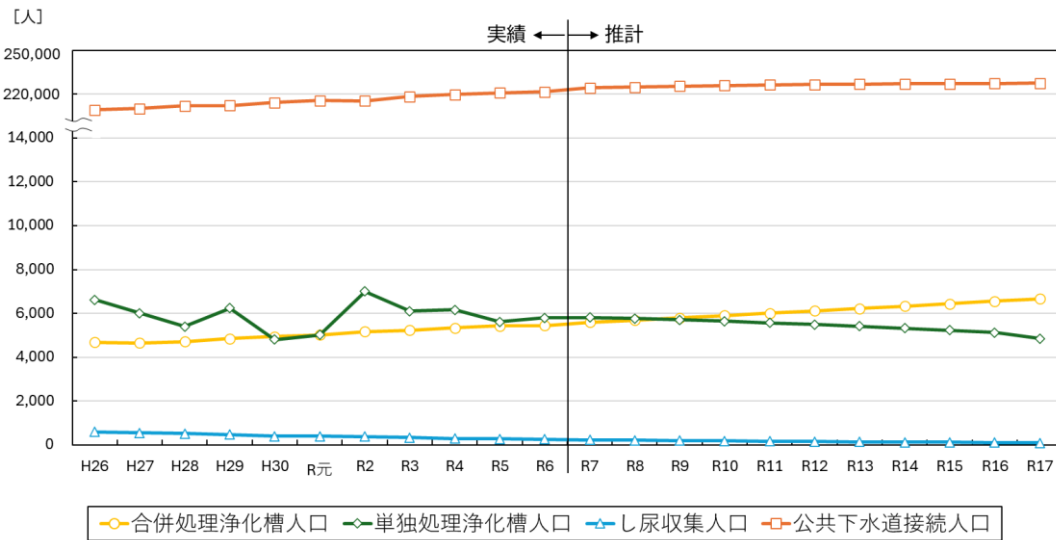


図10 処理形態別人口の予測

8-6 公共下水道の今後の計画

表4 公共下水道処理人口見込み

項目	令和6年度	令和12年度	令和17年度
処理区域面積 (ha)	1,957.68	2,540	2,540
処理区域内人口 (人)	235,410	238,149	239,037

8-7 合併処理浄化槽の今後の計画

表5 し尿収集人口及び浄化槽人口見込み (単位: 人)

区分	現況 (令和6年度)			中間年度 (令和12年度)	最終年度 (令和17年度)
	市街化 区域	調整 区域	計		
し尿収集人口①	76	185	261	155	101
単独処理浄化槽人口②	2,902	2,902	5,804	5,499	4,847
生活排水未処理人口(①+②)	2,978	3,087	6,065	5,654	4,948
合併処理浄化槽人口	191	5,255	5,446	6,115	6,672

8-8 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿の収集運搬は委託業者が行っており、また、浄化槽汚泥の収集運搬は市が許可した収集運搬業者により行っています。今後も引き続き、安定的かつ効率的に収集できるよう現状の収集体制を維持していきます。

また、処理についても現状の処理体制を維持します。

(1) し尿・浄化槽汚泥の排出量及び将来推計

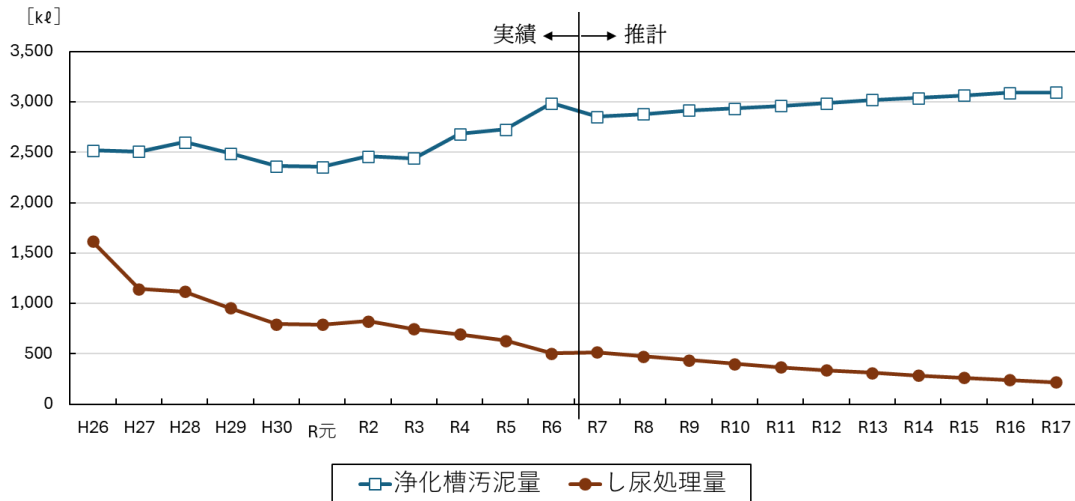


図 11 し尿、浄化槽汚泥の排出量の推計

(2) 適正な処理体制の確保

当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じて柔軟に対応し、適正な処理が行われるよう体制の確保を図っていきます。

8-9 その他

(1) 生活排水対策の必要性について市民に対する広報・啓発

生活排水対策の必要性について、市民に周知するため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

(2) 浄化槽の管理等に関する市民に対する広報・啓発

市民への浄化槽に関する正しい知識の普及や、適正な維持管理の必要性について、引き続き広報し啓発します。また、浄化槽維持管理業者に対する適正な保守点検について啓発していきます。

(3) 処理対象量に関する情報管理の徹底

公共下水道の整備の進捗状況により、し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量の変動するため、将来の計画値について定期的に見直しを行い、実態に即した計画処理量の把握に努めます。



YAMATOFAIRY
やまとふえありい

©1998 YAMATO CITY

大和市一般廃棄物処理基本計画〔概要版〕令和8年3月

編集・発行：大和市環境管理センター

〒242-0026 大和市草柳三丁目 12-1

TEL：046-269-7343 FAX：046-268-6715